

寒川町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 6 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 17 号

寒川町町税条例の一部を改正する条例

寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

附則第 11 項各号列記以外の部分中「法附則第 15 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 7 号、同条第 32 項第 1 号、第 2 号及び第 15 条の 8 第 4 項に規定する」を「次の各号に掲げる」に改め、「、次の各号に掲げる区分に応じ」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(10) 法附則第 15 条第 47 項に規定する条例で定める割合 零

附 則

この条例は、公布の日から施行する。